

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 5 月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第39号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成23年佐賀県規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。